第３節　漁業経営

（１）漁業経営体の動向

18年の海面漁業・養殖業の経営体数は、前年に比べ2.6%減少し、12万１千となりました[*1]。

このうち、主に家族労働によって営まれる沿岸漁業経営体が11万５千で94%を占めています。また、雇用労働によって企業的な漁船漁業を営む中小漁業経営体が６千６百、使用動力船合計総トン数1,000トン以上の大規模漁業経営体が105となっており、多様な経営形態が存在しています。

（２）漁業経営の状況

ア　沿岸漁家（10トン未満の漁船漁家、海面養殖業漁家及び小型定置網漁家）

（漁労所得は減少傾向）

18年の沿岸漁家[*2]１世帯当たりの漁労所得は297万円でした。このうち、沿岸漁船漁家[*3]の個人経営体の18年の漁労所得は247万円、海面養殖漁家[*4]の漁労所得は508万円となりました。長期的な漁労所得の推移は、いずれも減少傾向にあります。

表Ⅱ－３－１　沿岸漁家の漁労所得の推移

（単位：万円）

	13年	14	15	16	17	18
沿岸漁家平均	299.5	287.1	271.1	282.3	280.1	296.9
沿岸漁船漁家	225.7	226.7	215.6	215.3	214.3	246.6
海面養殖漁家	686.9	602.3	570.8	626.2	611.4	507.6

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」を基に水産庁で作成
注：1）　沿岸漁家平均は、「漁業経営調査報告」の家族型調査（17年まで）及び個人経営体調査（18年）の結果を10トン未満の漁船漁業、小型定置網、海面養殖業の経営体数の比に応じて加重平均して算出した。
　　2）　18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前の結果とは連続しない。

（沿岸漁船漁家）

沿岸漁船漁家の漁労収入は、魚価の低迷や漁獲量の減少等により減少傾向にあります。減価償却費が減少する半面、燃油高騰の影響により油費の割合が増加したため、漁労支出は横ばいとなっており、その結果、漁労所得は減少傾向が続いています。

＊１　階層別漁業経営体数の推移→参考図表Ⅳ－１
　　経営組織別漁業経営体数の推移→参考図表Ⅳ－２
＊２　沿岸漁家：沿岸漁船漁家（10トン未満の漁船漁家）、海面養殖業漁家及び小型定置網漁家
＊３　沿岸漁船漁家：家族労働を主とする10トン未満の漁船を用いる漁船漁業
＊４　海面養殖漁家：家族労働を主とする海面養殖業の個人経営体

表Ⅱ－３－２　沿岸漁船漁家の漁業経営の推移

（単位：千円）

	13年	14	15	16	17	18
漁労収入	5,160	5,153	5,002	4,943	4,908	6,321
漁労支出	2,903（100.0）	2,887（100.0）	2,846（100.0）	2,790（100.0）	2,766（100.0）	3,855（100.0）
漁船・漁具費	450（ 15.5）	460（ 15.9）	466（ 16.4）	467（ 16.7）	449（ 16.2）	386（ 10.0）
修繕費	…	…	…	…	…	227（ 5.9）
油費	411（ 14.2）	401（ 13.9）	416（ 14.6）	423（ 15.2）	482（ 17.4）	730（ 18.9）
販売手数料	282（ 9.7）	286（ 9.9）	281（ 9.9）	288（ 10.3）	290（ 10.5）	386（ 10.0）
減価償却費	590（ 20.3）	579（ 20.0）	546（ 19.2）	499（ 17.9）	458（ 16.6）	604（ 15.7）
その他	1,170（ 40.3）	1,161（ 40.2）	1,138（ 40.0）	1,114（ 39.9）	1,086（ 39.3）	1,522（ 39.5）
漁労所得	2,257	2,267	2,156	2,153	2,143	2,466
漁労外事業所得	282	264	238	190	180	84
事業所得	2,540	2,530	2,394	2,343	2,323	2,550

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」を基に水産庁で作成
注：1）「漁業経営調査報告」の家族型調査（17年まで）及び個人経営体（18年）の漁船漁家の結果から、10トン未満分を再集計し作成した。
2）18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前の結果とは連続しない。
3）（　）内は漁労支出の構成割合（%）である。

（海面養殖漁家）

沿岸漁家のうち海面養殖業漁家の18年の漁労所得は、508万円となりました。長期的な経営状況の推移を見ると、収入、支出ともに規模が大きいブリ養殖、タイ養殖では、漁労所得の変動が大きいことから、漁家所得は不安定になる傾向があります。他方、カキ、ホタテガイ、ノリ養殖、ワカメ養殖では比較的安定していますが、その経営状況は厳しさを増しています[＊1]。

表Ⅱ－３－３　海面養殖業漁家の漁労所得の推移

（単位：万円）

	漁労所得					
	13年度	14	15	16	17	18
平均	687	602	571	626	611	508
ブリ	▲404	280	1,014	617	▲42	1,081
タイ	1,198	177	▲634	▲493	356	389
真珠	117	473	450	403	24	▲14
真珠母貝	149	79	226	226	332	…
カキ	832	774	769	566	697	454
ホタテガイ	942	687	670	1,020	894	597
ノリ	889	765	692	763	748	574
ワカメ	294	384	396	448	435	375

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」を基に水産庁で作成
注：1）数値は家族労働を主とする個人経営体のものである。
2）「平均」は、魚種ごとの経営体数の比に応じて加重平均して求めた。
3）18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前の結果とは連続しない。また、養殖別の値については漁労所得である。

＊1　海面養殖業漁家の経営状況の推移→参考図表Ⅳ－３

イ　10トン以上の動力漁船を用いて営む会社経営体

（収益状況）

10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営む会社経営体の長期的な収益状況をみると、漁労収支の赤字を、水産加工業を主とする漁労外事業の利益（漁労外利益）及び事業外利益（受取地代家賃、預貯金利息等）によって埋め合わせする傾向がみられます[*1]。

図Ⅱ－3－1　会社経営体（漁船漁業）の経営状況の推移

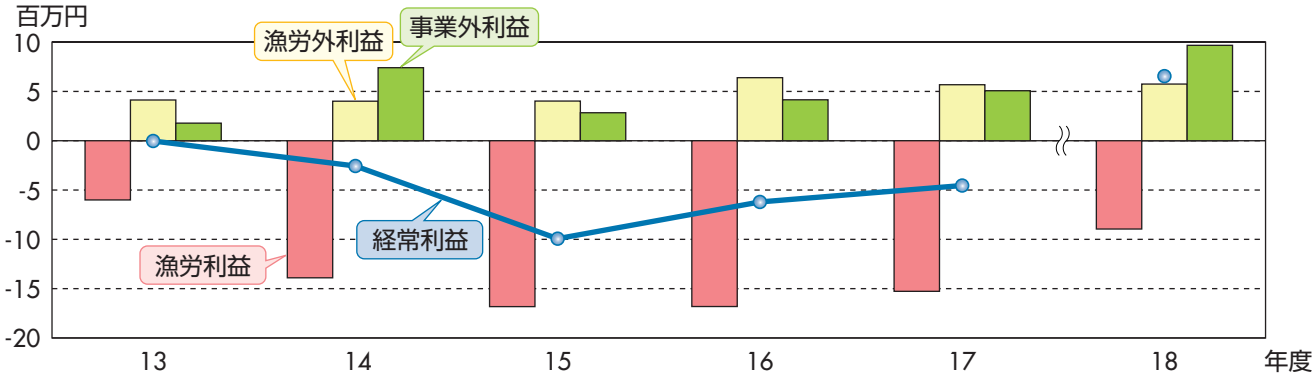

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」を基に水産庁で作成
注：18年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、18年結果はそれ以前の結果とは連続しない。

会社経営体の漁労収益をトン数階層別にみると、50トン以上の階層では、階層が上がるにつれて漁労支出に占める油費の割合が増加しており、漁労利益の赤字幅が拡大しています。200～500トンの規模では漁労収入が漁労支出をカバーできず特に厳しい状況にあります。

表Ⅱ－3－4　会社経営体の漁労収益の状況

	漁労収入（漁労売上高）（万円）	漁労支出（万円）				漁労利益（万円）		経常利益（万円）	売上利益率（%）	
		合　計	雇用労賃（労務費）	油　費	減　価償却費	減　価償却前	減　価償却後		減　価償却前	減　価償却後
会社経営体平均	28,979	29,878	9,691(32)	5,812(19)	2,159(7)	1,261	▲ 899	655	4.4	▲ 3.1
10～20トン	6,283	6,665	1,865(28)	917(14)	482(7)	100	▲ 381	49	1.6	▲ 6.1
20～50トン	8,847	8,820	3,037(34)	890(10)	861(10)	888	27	343	10.0	0.3
50～100トン	14,864	15,395	5,924(38)	1,831(12)	1,293(8)	762	▲ 531	390	5.1	▲ 3.6
100～200トン	26,641	27,928	9,486(34)	4,673(17)	1,892(7)	605	▲1,288	13	2.3	▲ 4.8
200～500トン	39,274	41,228	12,939(31)	8,716(21)	2,366(6)	413	▲1,954	▲ 470	1.1	▲ 5.0
500トン～	98,901	100,845	31,850(32)	22,717(23)	7,433(7)	5,489	▲1,944	3,774	5.5	▲ 2.0

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」を基に水産庁で作成
注：1）「会社経営体平均」とは、総トン数10トン以上の漁船を用いて漁船漁業を営む経営体について、階層ごとの経営体数の比に応じた加重平均により求めた。
2）トン数階層は、使用した漁船の合計トン数である。
3）漁労支出＝漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費
4）漁労利益＝漁労収入－漁労支出（支出には減価償却費を含む。）
5）売上利益率＝漁労利益÷漁労収入×100
6）表頭の（　　）内は「漁業経営調査報告」の会社経営体調査の項目名である。
7）表中の（　　）内は、漁労支出の構成割合（%）である。

＊1　会社経営体（漁船漁業）の収益状況の推移→参考図表Ⅳ－4

（厳しい財務状況）

18年度の漁業を営む法人企業の財務内容をみると、固定資産及び流動資産ともに20%以上減少したことから、総資産は24%減少し、108百億円となりました。全産業に占める割合も減少しており、漁業の規模の縮小が進んでいます。

収益力を示す総資本経常利益率は1.3%、財務力を示す自己資本比率も8.3%と他産業（それぞれ４%、32%）と比べても著しく低い状況です。また、自己資本で賄っている固定資産の割合を示す固定比率は、600%となっており、設備投資のかなりの部分を借入金に依存しています。短期的な支払能力を示す流動比率は恒常的に100%を下回り、短期的な資金繰りについても厳しい状況が続いています。

図Ⅱ－３－２　総資産の推移（上）及び総資本経常利益率及び自己資本比率（下）

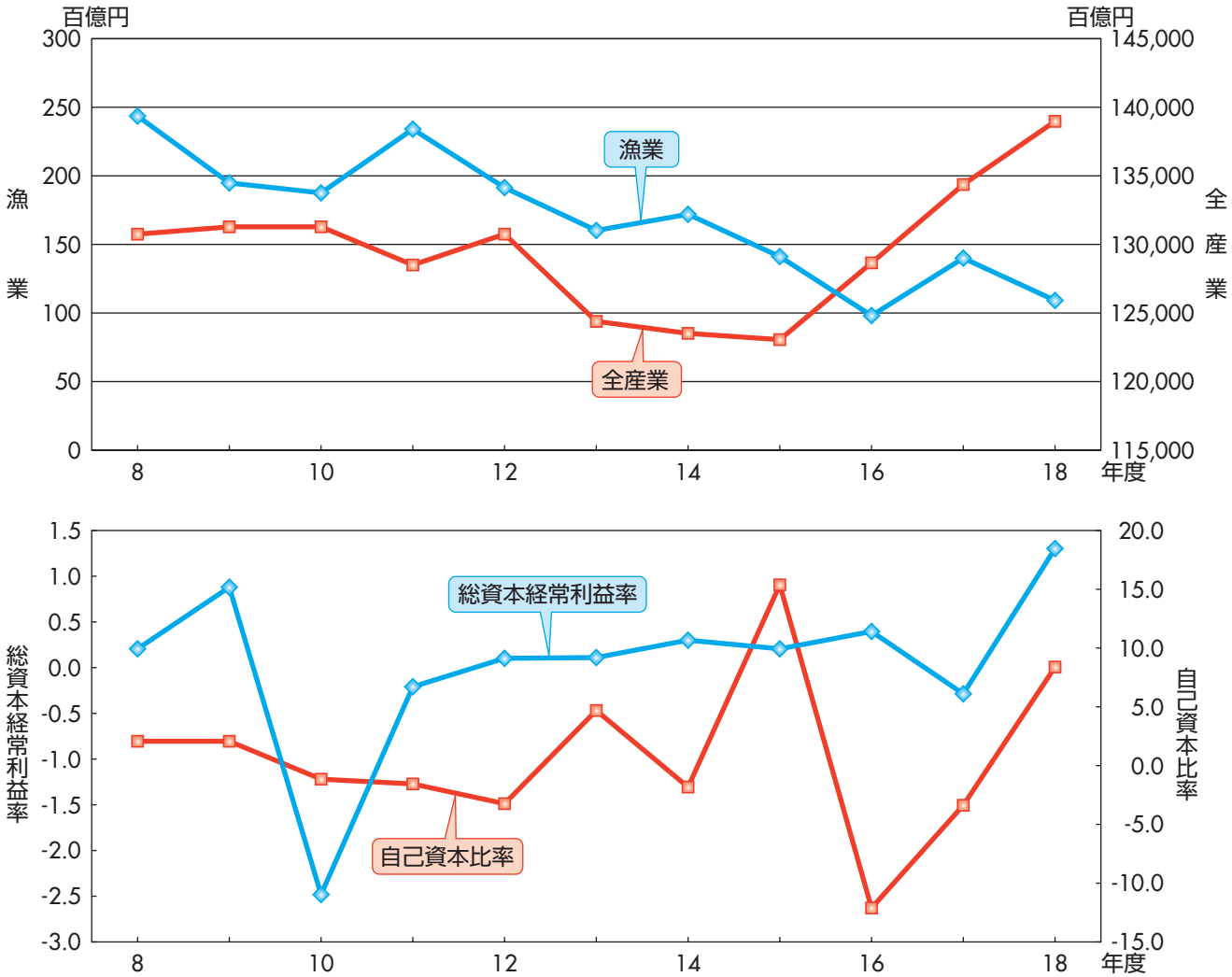

資料：財務省「法人企業統計年次別調査」を基に水産庁で作成

（3）漁業経営の安定に向けて

資源変動や魚価の変動に影響を受ける漁業経営は、本来的に不安定なものです。自然災害などによって漁業者が受ける損失の補てんを行うために、漁業共済や漁船保険といった災害補償制度があり、漁業者の経営安定に貢献してきました。

しかし、漁業における就業者の減少や高齢化により、生産構造が脆弱化しており、将来にわたって国民に対する水産物の安定供給の確保を図っていくためには、「他産業並の所得」の安定的な確保などの経営レベルに達した「効率的かつ安定的な漁業経営」を目指しうる所得水準にある漁業者を対象に、積極的かつ計画的に経営改善に取り組める環境を整備し、「効率的かつ安定的な漁業経営」が漁業生産の大宗を担う生産構造を実現することが不可欠となっています。

こうした状況を受けて、「新しい経営安定対策」を20年度から導入しました。この対策は、従来の漁業共済では対象とならなかった比較的軽い（浅い）収入減少も緩和する仕組みです。その際には、従来の「保険方式」より漁業者の負担感が少ない「積立方式」を採用するとともに、国費の助成も行います。

漁業者が行う省エネ対策等の経営改善の努力を支援し、漁業者の経営安定を図るものです。

図Ⅱ－3－3　新たな漁業経営安定対策のイメージ

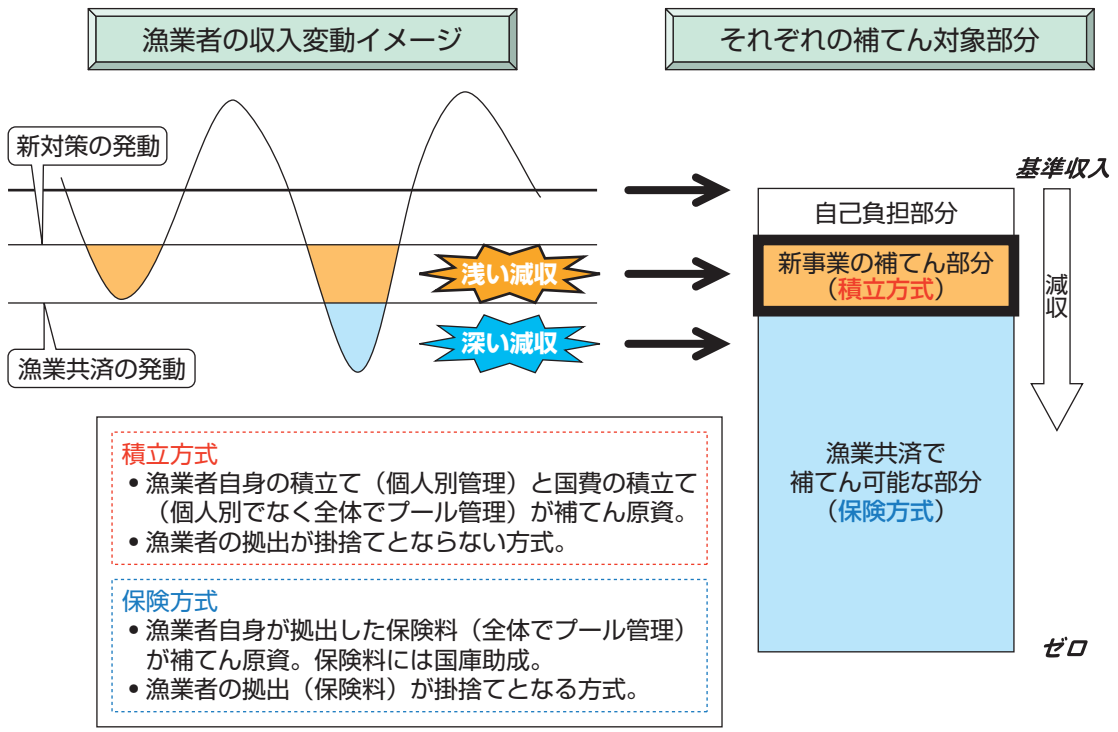

（４）漁業労働者の状況

ア　漁業就業者

（漁業就業者の動向）

19年の漁業就業者数は、前年に比べ3.8%減少し20万４千人となりました。このうち、男性漁業就業者17万１千人について年齢階層別にみると、60歳以上の割合は前年より1.0ポイント増加して47.9%、65歳以上の高齢者の割合は1.0ポイント増加して37.4%となり、高齢化がさらに進行しました[*1]。

図Ⅱ－３－４　漁業就業者数の推移

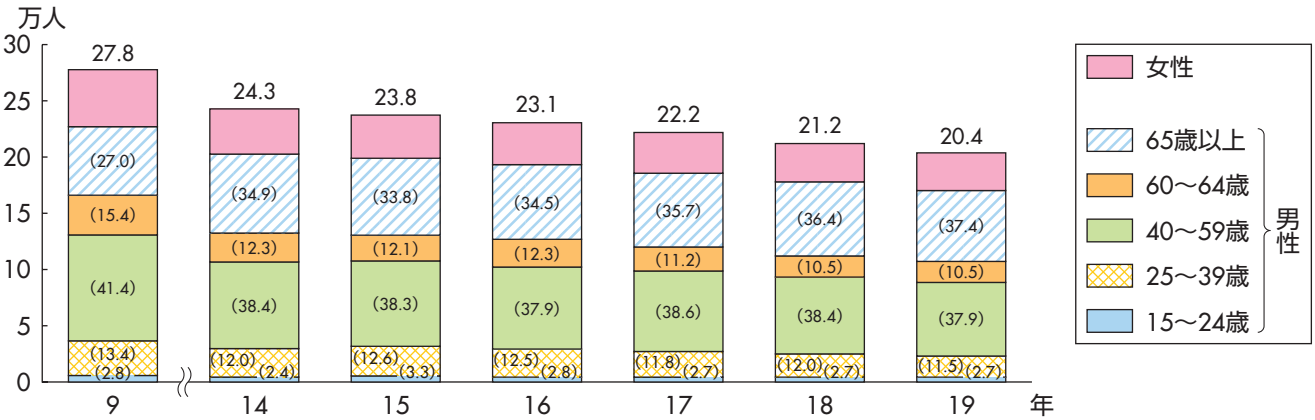

資料：農林水産省「漁業動態統計年報」（９年）、「漁業就業動向統計年報」（14年）、「漁業センサス」（15年）及び「漁業就業動向調査報告書」（16年以降）
注：1）（　）内は男性合計を100%とした構成割合（%）である。
　　2）「漁業就業者」とは、漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去１年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に30日以上従事した者。

（新規就業・新規参入の促進）

脆弱化した漁業就業構造を立て直し、水産業を活性化するためには、異業種の分野を含めた新規就業・参入を促進し、意欲的な人材を確保することが必要になっています。このため、新規就業希望者へ就業情報を提供し、漁業現場での実践研修を行って担い手の育成を図るとともに、漁業以外の分野からの参入を進めています[*2]。

先進的事例

ナマコの一定価格で一括して買い上げ、漁業者の収入安定と資源の持続的利用を目指す

近年、中国の経済発展に伴い、高級食材とされるナマコの需要が増加しています。量販店向け食品の企画・開発を行う民間企業では、ナマコを重要な輸出商材と捉え、中国のナマコ市場を開拓する目的で漁業へ参入しました。この企業は、11漁協から構成される漁業者振興協議会から、一括して一定価格でナマコを買い上げ、加工技術や品質管理の指導などを行いました。漁業者にとっては収入が安定し、地域の雇用拡大にもつながることが期待されます。なお、事業の剰余金はナマコの種苗放流にあて、循環型漁業を目指しています。

＊１　沿岸、沖合・遠洋漁業別就業者数の推移→参考図表Ⅳ－６
＊２　新規漁業就業者数の推移→参考図表Ⅳ－７

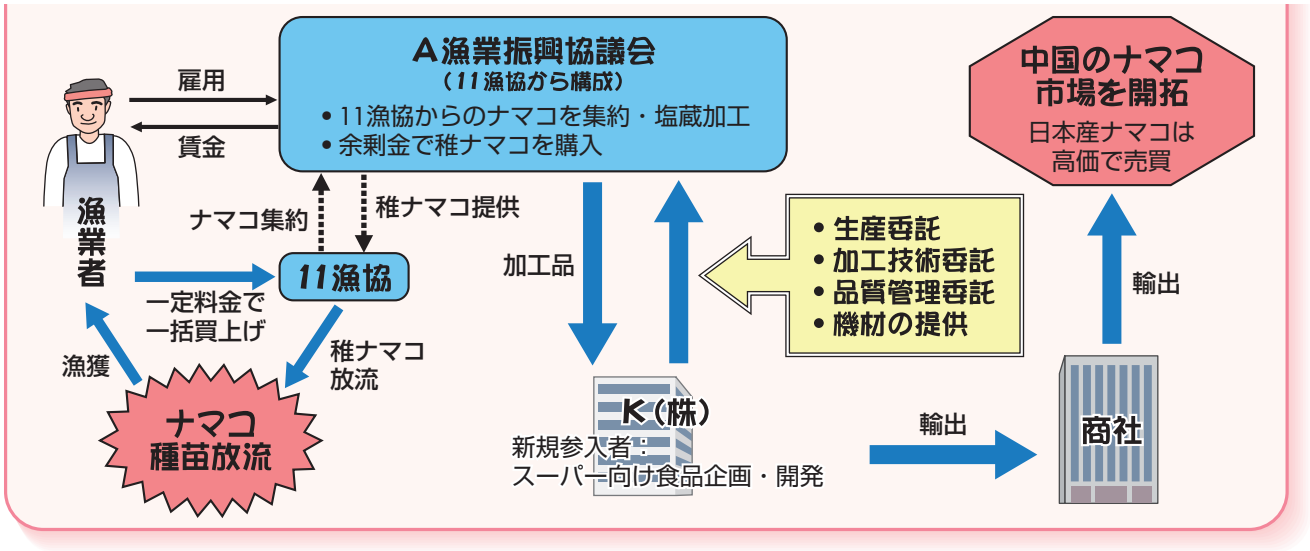

イ　漁船労働

（漁船労働者の動向）

18年の我が国の沖合・遠洋漁業雇用労働者は、５年前に比べ30％減少し２万３千人となりました。

遠洋漁業では日本人漁船労働者の不足に対応して、「海外基地方式[*1]」及び「マルシップ方式[*2]」による外国人漁船部員の乗船が認められていますが、外国人漁船部員の就業者数は、海外漁業船員労使協議会調べによると、19年３月末現在、前年に比べ３％減少し3,592人となっています。なお、漁船マルシップのうち近海まぐろ延縄漁船に乗り組む外国人船員の本邦寄港地における脱船逃亡が発生しないよう、漁船マルシップの実施にあたっては指導の強化を図っています。

（漁業労働条約の採択）

国際労働機関[*3]（ILO）は、自由、公平、保障、人間としての尊厳が確保された条件下で、ディーセント・ワーク（全ての人に働きがいのある人間らしい仕事）を得る機会を促進することを今日の最重要目標とする国連の専門機関です。

第96回ILO総会（スイス・ジュネーブ）

19年５月から６月に開催されたILOの第96回総会においては、漁船員の労働基準や漁船の設備基準等について討議が行われました。その結果、各国の状況に応じて、労働者側及び使用者側の同意があった場合、漁船の設備基準に代替基準の導入が可能となる日本提案を反映した、新たな漁業労働条約が圧倒的多数の参加者の賛成によって採択されました。

＊１　海外基地方式：本邦以外の地を根拠地にしている漁業では、一定の条件の下で外国人漁船部員の配乗が認められている。
＊２　マルシップ方式：我が国漁船を外国事業所に貸し出し、外国人漁船部員を配乗させた上で、これを定期用船する方式（遠洋かつお・まぐろ漁船、海外まき網漁船、大型いか釣漁船などで実施されている）。
＊３　ILO：International Labour Organization　181カ国が加盟（20年１月現在）。

（漁船海難の状況）

19年の漁船海難船舶隻数は前年に比べ97隻減少し795隻、漁船海難による死者・行方不明者数は９人減少し50人となりました。これはそれぞれ、全海難船舶隻数の31％、全船舶の海難による死者・行方不明者数の57％を占めています。

漁船海難の種類は、衝突が多く、見張不十分、操船不適切等の人為的要因によるものが主な原因となっています。

図Ⅱ－３－５　漁船海難船舶隻数及び死者・行方不明者数の推移

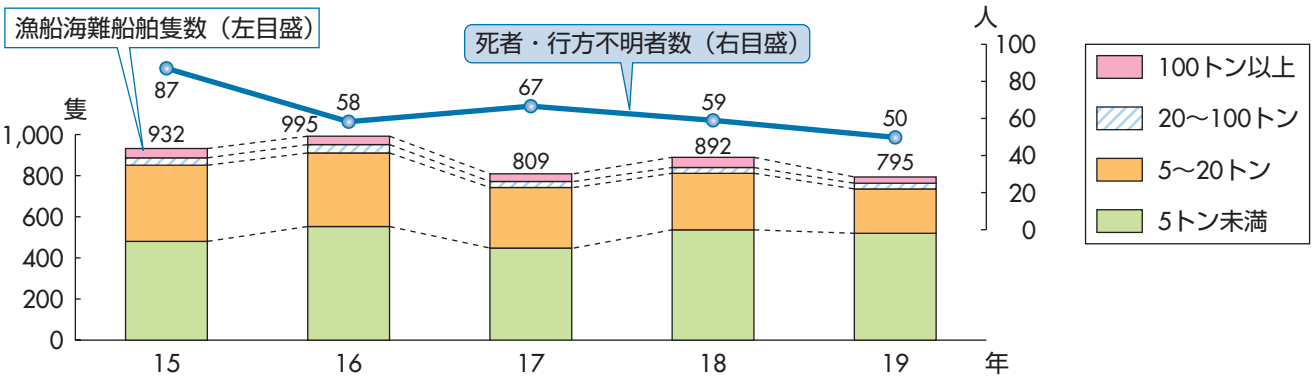

資料：海上保安庁

（漁船船員の災害と疾病の状況）

20年２月、海上自衛隊護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故が発生し、乗組員２名が行方不明となりました。こうした事故以外にも、漁業には海中転落や海難といった危険が常に存在します。災害発生率も他産業に比べて依然として高く、労働災害のうち44％が漁労作業中に発生しています。

しかし、発生した労働災害の中には、救命胴衣等を着用していなかった場合もあります。そこで、漁業協同組合等による救命胴衣等の常時着用の指導等が行われています。なお、20年４月からは一人乗り小型漁船は連絡手段を確保していてもライフジャケットの着用が義務となりました。

表Ⅱ－３－５　船員及び陸上労働者の災害発生率（18年度）

産業名	災害発生率（千人率）
全産業	2.4
漁業	15.6
林業	26.3
鉱業	16.9
建設業	5.7
港湾業	6.7
陸上貨物取扱業	8.3

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法111条）集計表」及び厚生労働省による統計値から算出
注：1）「漁業」は船員、その他の産業は陸上労働者の数値である。
　　2）災害発生率は、職務上休業４日以上の者の数値である。

（５）漁業協同組合

（漁業協同組合の現状）

18年度末の漁業協同組合（漁協）数は2,273組合であり、このうち、沿海地区漁協は1,267組合、内水面地区漁協は864組合、業種別漁協は142組合となっています。

漁協の事業活動は、指導事業、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業と多岐にわたっていますが、近年の漁業環境の悪化を反映して、その事業規模はいずれも横ばい又は縮小傾向にあり、４分の３の漁協で事業利益が赤字となっているなど、漁協の経営は悪化しています。このような状況に対応して、合併の推進、職員配置の適正化や事業の合理化を中心とした経営改革の推進が急務となっています。

表Ⅱ－３－６　漁協（沿海地区出資漁協）の事業規模（全国）の推移

（単位：億円）

		12年度末	13	14	15	16	17
信用	貯金残高	14,532	13,014	11,782	10,992	10,061	8,622
	貸出金残高	5,160	4,497	4,061	3,686	3,037	2,447
購買	供給取扱高	2,069	2,133	1,994	1,990	1,983	2,019
	うち石油類	784	784	782	783	800	925
	うち資材類	1,147	1,219	1,084	1,088	1,066	990
	うち生活用品	138	130	129	118	117	104
販売		12,280	12,467	11,635	11,203	11,371	11,109
共済	長期共済契約保有高	32,823	32,986	32,814	32,405	32,233	31,482
	短期共済掛金	65	64	62	60	58	55

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林中央金庫「全国漁協残高試算表」及び全国共済水産業協同組合連合会調べ

（漁協組織体制の整備と強化）

漁協の組織・事業基盤の強化を目的として、漁協合併促進法の下で漁協合併が推進されてきました。同法による合併計画認定の期限が19年度末までであったことから、近年は合併が加速しており、20年２月末までに９県が１県１漁協体制を確立しています。

しかしながら、魚価の低迷や燃油価格の高騰を背景に漁協経営は厳しさを増しており、経営状況の悪化により合併に参画できない漁協も多いことから、全国漁業協同組合連合会（全漁連）は19年６月「JF経営改善指導指針」を策定し、都道府県や漁協系統金融機関の協力を得て、こうした漁協の経営改革に取り組んでいます。

信用事業については、漁協から信用漁業協同組合連合会（信漁連）への譲渡がほぼ完了し、20年２月末までに34都道府県で１県１信用事業責任体制が構築されています。

また、漁協系統及び漁業信用基金協会の組織、経営及び事業の健全性を確保するため、19年６月、水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法が改正され、20年４月に施行されました。